

船舶事故調査報告書

令和元年10月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年5月29日 12時50分ごろ
発生場所	長崎県 <sup>しまばら</sup> 島原市島原港東方沖 島原灯台から真方位140° 1,200m付近 (概位 北緯32°46.3′ 東経130°23.4′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>としみつ</sup> 利光丸は、北進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年5月31日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 利光丸、2.2トン
船舶番号、船舶所有者等	294-24762福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船尾部船底外板に破口、プロペラ軸ブラケット、プロペラ翼及び舵板 に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、等深線を表示させた魚群探知機兼 GPSプロッターを作動させ、釣りを終えて帰航の目的で北進中、島 原港東方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。 船長は、島原港東方沖に浅所域があつて浅所が点在することを知っ ていたが、正確な場所までは知らなかった。 船長は、本事故当時、GPSプロッターで針路方向や灯浮標の位置 を確認するのみで、進路上の等深線の表示状況を確認していなかつ た。
分析	本船は、北進中、船長が、GPSプロッターで進路上の等深線の表 示状況を確認しておらず、本件浅所の正確な場所を知らないまま航行 したことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北進中、船長が、GPSプロッターで進路上の 等深線の表示状況を確認しておらず、本件浅所の正確な場所を知らな いまま航行したため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・航行中は、GPSプロッターで進路上の等深線の表示状況を確認 すること。 ・出航前に航行予定海域の水路調査を行うこと。